

ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

◇ 評価結果の通知：2026 年 7 月 17 日（金）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載
(<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>) のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- ① 業務実施の基本方針 16 点
- ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点

(2) 業務従事者の経験能力等：

- ① 類似業務の経験 40 点
- ② 対象国・地域での業務経験 8 点
- ③ 語学力 16 点
- ④ その他学位、資格等 16 点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	自然環境分野における評価分析調査
対象国及び類似地域	ベトナム及び全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：

応募を排除する者はありませんが、本調査を受注した法人及び個人は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。

(2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

ベトナムは国土の約 42%を森林が占める東南アジア有数の森林保有国であり、生物多様性の保全、水源涵養、地域住民の生計維持・向上、気候変動の緩和において重要な役割を果たしている。20 世紀におけるベトナムの森林被覆率は相次ぐ戦禍による国土荒廃や農地転換、大規模開発、過剰・違法伐採などを受け 1990 年までに 27%まで減少したが、政府主導の植林・保全政策及び国際社会の支援の成果により森林被覆率は近年安定し、全体としては緩やかな増加傾向にある。また、ベトナム政府は先行の技術協力「持続的自然資源管理プロジェクト」(2015-2021)の成果の一つである改正「森林法」をベースに現在に至るまで関連する法令や政策文書等の整備を進めてきたところであり、その一環として「森林法」の再改正に加え、「森林開発戦略(2021-2030)」や「持続的森林開発プログラム(2021-2025)」、「気候変動に関する国家戦略(Vision to 2050)」などを策定することで持続可能な森林管理と気候変動対策の両立を図っている。JICAもこれまで円借款「保全林造林・持続的管理事業」(2012-2023)を通して造林や林業インフラの建設を支援してきたほか、「開発途上国における森林の減少及び劣化による排出の削減並びに森林保全、持続可能な森林経営及び森林炭素蓄積量の増大」(以下、REDD+)¹分野については、開発調査型技術協力「気候変動対策の森林分野における潜在的適地選定調査」(2009-2012)や技術協力「ディエンビエン省 REDD+パイロットプロジェクト」(2012-2013)を通して REDD+準備フェーズ²や施行フェーズ³を支援している。また、技術協力「持続的自然資源管理プロジェクト」(2015-2021)や技術協力「持続的自然資源管理プロジェクトフェー

¹ 途上国の森林減少・劣化の抑制や植林・再植林等による二酸化炭素の排出削減及び吸収促進に経済的インセンティブを与える国際的メカニズム。

² REDD+国家戦略の策定や国家森林参照排出レベル(FREL/FRL)の設定、国家森林モニタリングシステムの構築、セーフガード(ガバナンスや環境・社会)情報システム(SIS)の整備などを行う。

³ 森林減少・劣化抑制及び吸収促進に係る活動の実施、排出削減のモニタリングの実施などを行う。

ズ2」(2021-2025)などを通してそれ以前までに実施した自然資源管理に係る主要政策の策定、REDD+に関連した現場活動、生態系管理システムの構築などの知見を統合した政策支援や持続的森林管理の実践に係る取組支援を行ってきた。さらに、上記 REDD+準備フェーズを通し、2014年のベトナム全国の二酸化炭素排出削減・吸収量として56,799,260CO₂換算トン⁴が達成されたことを踏まえ、JICAは認証機関となり同成果の一部に基づく再投資事業(以下、REDD+成果払い事業)⁵を緑の気候基金(Green Climate Fund: GCF)に申請した。その後、2026年3月のGCF理事会にて承認され、今後、農業環境省(Ministry of Agriculture and Environment: MAE)及び過去にJICAが森林セクターで支援を行った地方省を中心とした北部・北西部6省(フート省、トゥエンクアン省、ラオカイ省、ソンラ省、ディエンビエン省、ライチャウ省)の省人民委員会(Provincial People's Committees: PPCs)を実施機関としたREDD+成果払い事業の実施が予定されている。

しかしながら、国際的な成果払いや炭素市場も活用し、持続的な森林・自然管理を推進するためには引き続き多くの課題が存在する。森林被覆率増加の大部分は人工林によるものであり、自然林面積は依然として減少傾向にあるうえに残存する自然林の70%以上は劣化した二次林とされており、低品質な森林資源が過剰に利用されているという森林の質的側面の課題が残されている。また、森林セクターは木材生産に加え、非木材林産物、薬用植物、エコツーリズムなど多様な価値を有しているが、自然林は農業利用への転換圧力を継続的に受ける状況下にある。これら自然林の保全・回復、森林の土地配分やアグロフォレストリーなど森林資源の持続的かつ多面的利用を促進させる制度、付加価値・インセンティブ創出を支える制度及び技術指針がより一層必要となるが、これらは不十分かつ地域間で運用のばらつきが生じており、こうした状況を踏まえた法規制や戦略・計画の改訂、技術ガイドラインの策定が必要である。また、REDD+については、上記のとおりJICAが認証機関となるREDD+成果払い事業の実施が見込まれており、同事業内で必要な制度的・技術的基盤のさらなる改善が予定されているものの、同成果払い事業だけでなく、今後もベトナムとして成果を持続的に

⁴ 二酸化炭素(CO₂)に換算した温室効果ガスの量を表す単位。

⁵ REDD+成果払いとは、森林減少や劣化の抑制等により達成された温室効果ガス排出削減・吸収量をCO₂換算で評価し、その実績(成果)に応じて資金が支払われる仕組み。GCFの同仕組みにおいては、REDD+成果払いにより得られた資金を活用し、さらなる森林保全や持続可能な森林管理、地域住民の生計向上などの取組に再び投資する再投資事業を実施する必要がある。

生み出し、GCF を含む国際的な成果払い制度や炭素市場につなげるための国家レベルでの運用能力には依然として課題が残されている。ベトナムでは上記 REDD+ 成果払い事業に加え、The REDD+ Environmental Excellence Standard (TREES) に基づく国家レベルのクレジット期間に係る登録文書とモニタリング報告書が Architecture for REDD+ Transactions (ART) によって 2024 年 7 月に受理されており、国際的な炭素クレジット基準への適合に向けた進展として重要な節目を迎えているが、「REDD+ の取組を通して温室効果ガス排出削減・吸収の成果を生み出し、その成果に応じた資金を得つつ新たな森林減少・劣化抑制及び吸収促進のための活動に再投資し、その活動からさらに温室効果ガス排出削減・吸収の成果を生み出す」という持続的な循環メカニズムを運用するために必要な国家政策と地方での実践の相互連携の不足、森林管理主体が実践で活用可能な技術指針の不足、制度運用能力の地域格差などが REDD+ 事業の成果の定着と拡大を制約している。

かかる状況を受け、ベトナム政府は GCF の REDD+ 成果払い事業監理に係る能力強化に加え、国家の持続的森林資源管理能力の向上と将来的な REDD+ 成果の継続的創出及び国際炭素市場への展開を可能とする制度的基盤の強化を目的に、MAE 森林局 (Viet Nam Forestry Administration: VNFOREST) を実施機関とする技術協力プロジェクトの実施を我が国に要請した。同プロジェクトは、持続的森林資源管理に関する主要な国家政策・措置の策定・見直しと REDD+ 成果払い事業の実施監理体制を確立することにより、持続的森林資源管理の推進を担う中央・地方政府組織及び職員の能力向上を図り、もって同国の森林資源に関連する気候変動対策に資する国家能力の強化に寄与することを目的とするものである。ベトナムの「国が決定する貢献 (NDC)」(2022 年更新版) において、森林減少・劣化は温室効果ガス排出の主要な要因の一つであり、山岳地域における既存の自然林を保護すること、森林減少および森林劣化のホットスポットに優先順位を置くことが明記されており、同プロジェクトはこれに合致する。今回実施する詳細計画策定調査は、計画枠組み、実施体制、成果と活動等を整理したうえで、プロジェクトの内容を確認・協議し、事前評価に必要な情報を収集するとともに、プロジェクトに係る合意文書締結を行うことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の

上、他の調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画の策定及び評価6基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。また、本業務従事者は、他の課題を担当業務とする業務従事者が作成する報告書（案）を含めた報告書（案）全体の取りまとめに協力する。具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）準備業務（2026年8月上旬～2026年8月下旬）

- ① 要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析により要請背景・内容を把握し、我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題を確認する。
- ② 担当分野に係る調査計画・方針案を検討する。
- ③ ベトナム側関係機関や他ドナー等に対する質問票（案）（英文）を作成する。作成した質問票（案）は、現地派遣前にJICAに提出する。
- ④ プロジェクトのPDM（Project Design Matrix）案、PO（Plan of Operations）案を検討する。
- ⑤ 調査団内の打合せ、対処方針会議等を含め関連会議に参加する。
- ⑥ 詳細計画策定調査報告書（案）の目次案を検討する。

（2）現地業務（2026年9月上旬～2026年9月中旬）

- ① JICAベトナム事務所等との打合せに参加する。
- ② ベトナム側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、議事録を作成する。
- ③ 事前に配付した質問票への回答や上記②を通じ、情報・資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり。
 - ア) 要請背景・内容
 - イ) 関連する森林資源管理に係る開発計画、政策、制度（改正森林法に関連する規制および技術ガイドライン、森林開発戦略（2021-2030）、森林開発計画（2026-2030）、国内の森林認証制度（VFCS）

等)

- (a) 制定や改定に係る背景、必要性
- (b) 関連する組織、所掌業務
- (c) 実施や運用に係る現状、課題

ウ) 関連各組織

- (a) 所掌業務、組織体制、根拠法
- (b) 人員体制
- (c) 役割分担、中央・地方の連絡調整／指揮命令体制
- (d) 組織、職員の能力
- (e) 予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み

エ) 本プロジェクトに関連する他援助機関（FAO、WFP、EU、GIZ、IFAD、世界銀行、NGO等）の活動動向、連携の可能性

- ④ 調査結果に基づき、本プロジェクトの実施案（プロジェクトの協力期間、実施体制、討議議事録（R/D：Record of Discussions）を他分野の団員とともに検討する。
- ⑤ 関係者との協議で合意された内容について、R/D（案）（英文）及び協議議事録（M/M：Minutes of Meetings）（案）（英文）の作成に協力する。特に、PDM（案）の成果指標の設定について、開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス⁶を踏まえ、主担当としての検討及び取りまとめを行う。
- ⑥ 「JICAにおけるジェンダー主流化のための手引書【自然環境保全】」（https://www.jica.go.jp/Resource/activities/issues/gender/materials/ku57pq00002hdtvc-att/guidance_06_natural_env.pdf）を参照し、事業内容・対象分野に照らし合わせたジェンダーに関連する情報（社会規範・慣習・法制度や実施機関のジェンダー主流化の方針、体制、取組、女性職員の雇用・育成・能力レベル等）を収集・分析する。その上で、R/D（案）等の基本合意文書でのジェンダー視点に立った取組の検討、ジェンダーの視点に立った取組の指標の検討を行う。
- ⑦ 実施機関に対するR/D（案）を含むM/M（案）の説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。

⁶ [技術協力 開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス | 事業評価 | 事業・プロジェクト - JICA](#)

⑧ 担当分野に係る調査結果をJICAベトナム事務所等に報告する。

(3) 整理業務 (2026年9月下旬～2026年10月上旬)

- ① 報告会、打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② プロジェクトを巡る状況分析や評価6基準の観点から、リスク管理チェックシート(案)に必要な情報を他分野の団員とともに取りまとめる。
- ③ 評価6基準の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表(案)を作成し、その取りまとめに協力する。
- ④ 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書(案)を作成するとともに、他の担当分野の業務従事者が作成する報告書(案)を含めた全体の取りまとめに協力する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

(1) 業務完了報告書

2026年10月9日(金)までに提出。

次の①～②、及び収集資料一式を添付し、電子データにて提出する。

- ① 事業事前評価表(案)(和文・英文)
- ② 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)(和文)

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版の「X I. 業務実施契約(単独型)」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務は2026年9月1日～9月17日を予定しています。

本業務従事者は、JICAの調査団員に1週間先行して現地調査の開始を予定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 持続的森林管理 (JICA)
- ウ) 協力企画 (JICA)
- エ) 評価分析 (本コンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICA ベトナム事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)
- エ) 通訳傭上：英語⇄ベトナム語の通訳を提供 (必要に応じ)
- オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 地球環境部森林・自然環境保全グループ自然環境保全第一チームから配付しますので、gegdn@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

・本プロジェクト要請書 (英文)

- ② 本業務に関する以下の資料がウェブサイトで公開されています。
- ・技術協力プロジェクト「ベトナム国持続的自然資源管理強化プロジェクトフェーズ2」業務完了報告書：
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12389029.pdf>
 - ・技術協力プロジェクト「ベトナム国持続的自然資源管理強化プロジェクトフェーズ2」Project Completion Report：
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/1000056356.pdf>
 - ・GCF資金によるREDD+成果払い事業「Vietnam REDD-plus results-based payments for results period of 2014」(FP294)：
<https://www.greenclimate.fund/project/fp294>

(3) その他

- ① 業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ベトナム事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。
<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることが

できない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。

- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上